

児童医療費助成制度について

●助成対象者

上三川町に住所のある、中学校3年生(15歳に達する日以降の最初の3月31日)までの児童

●助成対象期間

誕生日(または転入日)から中学校3年生(または転出日の前日)まで

●助成対象となる医療費

保険診療が適用された医療費の自己負担金

※保険適用でない予防接種や証明料等、入院時の食事療養費、学校管理下で発生したケガ等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けられる医療費は対象外です。

※高額療養費や附加給付(保険組合により異なります)に該当した場合、給付を受けた額を差し引いて助成します。

●登録手続きについて

子どもが生まれたときや上三川町に転入されたときに、受給資格証を交付します。住民生活課にて手続きをしてください。

【必要なもの】児童の健康保険証、印かん

◇受給資格証の色について◇

児童の年齢	0歳～未就学児	小学生～中学生
受給資格証の色	ピンク色	ベージュ色

※4月から小学生になるお子さまには、受給資格証(ベージュ色)を3月末までに郵送いたします。4月からはそちらをご利用ください。

●受給資格証の内容に変更があったとき、紛失・汚損したときには

受給資格証の再交付をいたしますので、福祉課にて手続きをしてください。

【必要なもの】児童の健康保険証、印かん、受給資格証(手元にある場合)

●助成の流れ

・栃木県内の医療機関等を受診する場合(現物給付)

受給資格証と児童の健康保険証を窓口で提示することで、保険診療分の自己負担金について、窓口での支払いがなくなります。

・栃木県外の医療機関等を受診する場合や、受給資格証の提示をしなかった場合(償還払い)

窓口にて保険診療分の自己負担金をお支払いください。その後、診療日の翌月から1年以内に福祉課に申請をしてください(平成27年3月診療分は平成28年3月31日までに申請をしてください)。申請した月の翌月25日(土日祝日の場合は、翌営業日)に受給資格者の口座にお振込みいたします。

【必要なもの】児童医療費助成申請書、保険点数の記載のある領収書、受給資格証、児童の健康保険証、受給資格者名義の口座番号がわかるもの(預金通帳等)、印かん

※郵送で申請をされる場合は、児童医療費助成申請書(押印、振込先の口座番号等の記入のあるもの)、保険点数の記載のある領収書、受給資格証を同封してください。

●その他、ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください

- (例) ・健康保険証を持たずに受診し、保険が適用されず医療費を10割(100%)自己負担した
 ・弱視、斜視、先天性白内障術後屈折矯正の治療用眼鏡を作った
 ・コルセット等の治療用装具を作った など

▶問い合わせ先=福祉課 子ども・子育て係 ☎(56)9130

認知症へ ひとりで悩まず相談して大丈夫

現在、65歳以上の高齢者の約4人に1人が認知症、またはその予備軍と推計されています。認知症は身近な病気です。認知症について「知り」、「早めに「気づき」、「相談する」ことが大切です。認知症は、周囲の人の関わり方を変えたり、適切な介護サービスを利用したりすることで、大変と感じていた症状が無くなったり、家族の負担感が軽くなったりすることもあります。

●認知症とは…

脳の細胞が死んでしまったり働きが悪くなったりして、少しずつ認知機能（情報を分析したり、記憶したり、思い出したりする機能）が低下し、普段の生活に支障をきたすようになった状態をいいます。

認知症と加齢による物忘れの違い

認知症による物忘れ

↓日常生活に支障が出る

・忘れてしまったことを自覚できない
・出来事の記憶がまるごと消える
・ヒントを出しても思い出せない
・年次や日付、季節が分からなくなる
・道具の使い方を忘れる等

加齢による物忘れ

↓日常生活に大きな支障は出ない

・出来事の記憶の一部が欠ける
・ヒントを出すと思い

出せる
・年次や日付、曜日を間違える
・顔は分かるが名前が思い出せない 等

●「ちょっとおかしいな」と思ったときは…

①かかりつけ医等の医療機関に相談しましょう。早期の診断と治療が大切です。

②一人で悩まず相談しましょう。

※詳しくは「上三川町認知症ケアパス2014」をご覧ください。町ホームページからダウンロードできるほか、保険課、地域包括支援センター窓口で配布しています。

●「上三川町認知症初期集中支援チーム」ができました。

認知症の人と家族に対する「早期の支援」を行い、急激な症状の悪化を防ぎ、穏やかな生活が送れることを目的に、初期集中支援チームができました。保健師・社会福祉士による訪問や認知症サポート医への相談を行い、ご本人とご家族のサポートを行います。

す。次のような場合は、初期集中支援チームにご連絡ください。（秘密は厳守します）

○「もしかしたら認知症…?と心配。どこに相談したらいいのかわからない」

○「物忘れ、被害的な発言が多くなった。医療機関に受診したいが、本人が受診を拒否し、なかなか受診しづらい」

○「知り合いのAさん宅。本人が嫌がり介護のサービスを何も使っていないようだ。最近家族が疲れているみたい…」

○「一人暮らしをしている近所のBさん。身内が近くにいない。認知症かな?と心配している。」

▼連絡先＝

上三川町地域包括支援センター内
認知症初期集中支援チーム

☎ 5513

▼問い合わせ先＝

保険課 高齢者支援係

☎ 9102

【花粉症対策】外出時は帽子・メガネ・マスクなどを身につけて花粉が目や鼻に入らないように。